政令第二百九十二号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日は平成三十年十月二十二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十一年十二月二十一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三十二年六月二十一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十三号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十二条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十四条）
第二章　経過措置（第十五条）
附則

第一章　関係政令の整備

（卸売市場法施行令の一部改正）

第一条　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（生鮮食料品等の取引に関する法律）

第一条　卸売市場法（以下「法」という。）第五条第二号（法第十四条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
三　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）
四　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
五　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）
六　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
七　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）
八　下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）
九　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）
十　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）
十一　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）
十二　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
十三　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）
十四　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）
十五　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
十六　計量法（平成四年法律第五十一号）
十七　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）
十八　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）
十九　種苗法（平成十年法律第八十三号）
二十　健康増進法（平成十四年法律第百三号）
二十一　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）
二十二　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）
二十三　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）
二十四　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）
二十五　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）

第二条から第七条までを削る。

第八条第一項中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項」に、「で同じ」を「（同じ」に、「ものに」を「ものであって、」に、「加入する」を「加入しない」に改め、同項ただし書中「又は中央卸売市場における卸売の業務」を削り、同条第三項中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第二条とする。

附則第二項から第十三項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

（食品流通構造改善促進法施行令の一部改正）

第二条　食品流通構造改善促進法施行令（平成三年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令

第一条から第九条までを削る。

第十条中「法第六条第二項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第七条第二項」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の八第十八項第三号を削り、同条第十九項第二号イ⑵中「以下この号及び次号」を「⑶」に改め、「（同号イにおいて「中小小売商業者」という。）」を削り、同項第三号を削る。

第三十九条の五第十九項第三号を削り、同条第二十項第二号イ⑵中「以下この号及び次号」を「⑶」に改め、「（次号イにおいて「中小小売商業者」という。）」を削り、同項第三号を削る。